



2024年2月5日

各 位

会 社 名 株式会社東京機械製作所  
代表者名 代表取締役社長 都並 清史  
(コード番号:6335 東証スタンダード)  
問合せ先 執行役員管理本部長 中野 実  
(TEL 03-3451-8591)

### 当社に対する控訴の提起に関するお知らせ

当社は、2023年12月6日付け「(開示事項の経過) 訴訟の判決(第一審)に関するお知らせ」(以下「12月6日付けプレスリリース」といいます。)にてお知らせしておりますとおり、当社が当社の主要株主であったアジアインベストメントファンド株式会社(以下「アジアインベストメントファンド」といいます。)を相手方(被告)として提起していた当社株式の短期売買取引による利益の提供を求める訴え(以下「本訴」といいます。)について、2023年12月6日付けで東京地方裁判所より当社の請求を全て認容する内容の判決(以下「本原判決」といいます。)の言渡しを受けておりましたが、2024年2月2日、下記のとおり、東京高等裁判所より控訴状の送達を受けましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 控訴の提起があった裁判所及び年月日

- (1) 裁判所 東京高等裁判所
- (2) 控訴年月日 2023年12月19日
- (3) 控訴状送達日 2024年2月2日

#### 2. 控訴の提起に至るまでの経緯

12月6日付けプレスリリースにてお知らせしておりますとおり、当社は、2022年4月15日、関東財務局から金融商品取引法(以下「金商法」といいます。)第164条第4項に基づく「利益関係書類」(写)(同月14日付け。金商法第163条の規定により、当社の主要株主から提出された「役員又は主要株主の売買報告書」の記載に基づき、同法第164条第1項の利益を算定した結果、利益を得ていると判断される売買が認められることによるもの。以下「本利益関係書類」といいます。)を受領いたしました。

本利益関係書類によれば、当社の主要株主であった取引者であるアジアインベストメントファンドが当社株式の短期売買取引により利益を得たものとされていることから、当社は、本利益関

